

内

反別八百參拾四町四畝廿五歩

久畑村外六ヶ村

地価千五円七拾貳錢七厘

反別五百拾町七反四畝四歩 栗尾村外二ヶ村

地価六百七拾九円九拾參錢九厘

學校区域

一、學校尋常小學校 二

内

久畑尋常小學校 久畑・後・東中・小坂

大河内・薬王寺・佐田 七ヶ村

平田尋常小學校 栗尾・平田・正法寺三ヶ

村

理由

去ル明治廿貳年町村制實施現今ノ高橋村一村ノ發令相成候當時ヨリ既ニ土地不便自然人情

ノ異ルヨリ到底将来連合維持の見込無く候而其際本村請願委員ヲシテ郡衙及本廳へ上縣事情陳述出願仕候□□願意採納無く遂ニ今日迄依然年月日ヲ經過仕候処其間農工商業ニ就キ公共事業ヲ計畫發達ヲ計ラントスルモ常ニ七ヶ村ト三ヶ村ノ間軋轢甚シク更ニ團結一致事ヲ為スノ事實ナク甲唱乙駁氷炭相容レザルノ有様ニテ大ニ本村内事業ノ發達利益ヲ害シ村治上不利不尠到底連合ノ見込無く依テ今般本村會ノ決議ヲ經其筋へ請願セントス。

結局これらの議案は成立せず、従来通り高橋村の行政区域として存続することとなった。

6、明治二〇年代の村民生活の一面

明治二〇年(一八七)は不況の年で、義務教育が発足して以来の児童の就学率が四五%に低下した。もともと実際の通学率はもつと低下し、岩波綜合年表は二七%程度であったとのべている。そのようであったから、自作農から小作農に転落するものも多く、全国の耕地面積中小作地の割合は、明治一六年(一九三)の三六・七%から、三九・三%と二・六%も増加した。

この年の九月の佐々木村の資料によると、村内の煙草作付面積は次表のようで、山村の副業として煙草が栽培されていたことを示している。

図表47・佐々木村煙草作付取調表

字番	地目	反別	植村	作付区別	種類	採取	乾上葉	地主氏名	耕作人氏名
川原田 二六四	田	一畝一七歩内 八歩	六月	麦	丸葉	一〇月	九百匁	多根太郎左エ門	同上人
(二六人の作付省略)									
合計		六畝〇七歩	五月	麦	丸葉		二百四十匁	二十人	二十七人

表中の乾上葉の二〇貫四〇匁は二二年三月の調であるが、地主は二〇人、耕作者は二七人で、作付反別六畝七歩、植付株数にして二、二九七株が作付けされていた。

明治二五年には鳥取県の老農中井太郎が、はじめて廻転式の水田中耕除草機を發明し「太一車」として特許をとった。したがって但東町に普及するのはそれより後となったが、この頃農村の慰安のため濁酒の自家製が行われるようになった。但しこれは酒造法の関係もあつて届出が必要であつた。この届は「家用料酒類製造見込石高届」の書式があり、「濁酒何斗、此の白米何斗、内蒸米何斗、麴米何斗、汲水何斗」と細く書込む必要があり、製造着手年月日、製成の見込年月日をも記載することになつていた。同様酒粕から焼酎を製造する場合も届出を必要とした。

佐々木村に残る佐々木文書によれば、次のような家用料酒の製造免許願が兵庫県知事宛提出されている。

家用料酒類製造免許願

私儀明治廿五年度家用料酒のため濁酒製造仕度候につき免許鑑札御下渡被成下度別紙製造見込石高

届書添付此段相願候也

但馬国出石郡合橋村之内佐々木村

明治廿五年九月

農	多根 宇造	農	多根 太郎
農	福本為三郎	農	小山吉三郎
農	小山八太郎	農	榎本辰右衛門
農	榎本喜太郎	農	西 武兵衛
農	西川清左衛門		

兵庫県知事 周布公平 殿

また、この頃は農村の娯楽は何もなかったもので、庶民の知恵で地狂言や手踊りが盛んとなった。しかし、地酒を飲み、地狂言や、手踊りに熱中していると、つい夜更しをし、翌日の仕事に差支えるばかりでなく、いわゆる村の風儀を紊し、堅実な農村の気風に悪い影響を与える一面もあつた。現在のような自由主義の時代で考えると、このような農村娯楽が、どの程度風儀を紊すものであつたか。むしろそのような自由放任の気風を取締る明治政府の方針の方が主であつたかは知る由もないが、既に一八年頃から出石郡役所の告諭一号が次のように出されていた。

出石郡役所告諭第一号

旧来、地狂言又手踊と唱へ壮年の輩相集て、俳優類似の所作を企つる弊習有之に依り、去る明治十八年同廿一年諭達を発し是れが矯正を計りしに各町村に於ては其の規約を設け皆能く是を遵守して敢て違反するもの有を見ざるは、勤儉の道に於て其効果の著しき者なり、然るに其規約の期限漸く満つるに伴い、懶惰の徒、また、輩出して良民の子弟を煽動し地狂言を企つるもの有之、為に死灰再燃して従来の悪弊又、將に盛に發生せんとするの傾向あり、是等の為め有用の時日を無用に費し多額の浪費を投げ間接直接に殖産興業の發達を防くるのみならず、風俗を壊乱し子弟教育を害う等其弊害枚擧に遑あらざるべし、今若し速に此等弊風を洗除せずんば将来如何なる困難に遭遇するやも計り難し、依て此際町村に於て嚴重に申合せ相当の規約を締結し五カ年間右等の行為をなさざる様致すべし。

明治廿六年十二月十九日

これをうけて同年一月二二日付で合橋村役場は「第八〇五号ノ二」で次のような示達を村内に出している。この年市町村立小学校教員の任用令が公布されたし。徴兵令によって軍隊に入隊した兵士の月俸が、上等兵二円六四銭、一等卒一円二〇銭、二等卒九〇銭であった。したがって農村の風儀の取締りも嚴重で、村役場が行政事務をしてこのような示達を出したことも当時の実情を忍ばせるものがあつたといえる。

一第八〇五号ノ二

地狂言又は手踊等の弊風矯正方の件に付、別紙出石郡役所告諭第一号の通り出石郡長より告諭の次第有之候に付ては之れが規約締結方法に付ては不日集会の上御協議可申筈に候え共、豫て其村内人民へ貫徹候様汎く御示達置相成度此段申進候也

明治廿六年十二月廿二日

合 橋 村 役 場

役場印

7、資母村役場の発足と事務状況

明治四年一月豊岡県の成立と共に資母村は第二大区の出石郡に属することとなり、西野々・東里・高竜寺や、木村・太田・中山・坂野・虫生・口藤ヶ森・中藤ヶ森・奥藤ヶ森・中赤花・畑山・日向は第四小区に坂津・口赤花・奥赤花は高橋村と合せて第五小区へ編入された。翌五年三月には豊岡県権令小松彰が「県令」に任せられたが一〇月には林茂平が権令に任せられた。この後新学制の成立と共に、町村事務としては、尋常小学校制の実施と各学校舎の建設計画に追われた。明治六年中山校、続いて太田校、七年には赤花校が開

設された。また、明治七年従来の「御領中山」「私領中山」の称を廃止し、中山に合併された。翌八年には中藤校を開設し、赤花校を早稲村に新築、続いて九年中藤校が新築された。

この年の八月豊岡県を廃し、兵庫県に合併され、資母村は県令森岡昌純の配下に属することとなった。明治一二年一月まず西山員直が出石気多郡長に任ぜられ、一〇月には郡役所が出石内町に置かれ、郡制が発足することとなった。(気多郡とは、こんにちの大体の日高町全域をいい、のち城崎郡となった)

かくして明治一三年戸長役場の制度が改正され、八月には坂津外一七カ村戸長役場を中山に置き、出石郡第五戸長役場とし、戸長には今井甚兵衛が就任した。また、翌一四年一月中山村外一七カ村(現在の大字)の戸長に太田吉右衛門が就任した。この頃の県会議員には、一二年二月橋本正隆が、一三年一二月には改選により今田禎次郎、一六年七月には今井甚兵衛が当選している。

一四年八月、口・中赤花を合併して赤花村とし、九月より各部落に戸長を置くこととなり、一六年七月各連合戸長役場を廃止し、事務を中山の第五戸長役場に引継いだ。一八年にはこの戸長に出石の倉谷多都志が就任、一九年兵庫県令内海忠勝が知事に就任した。二二年二月前記倉谷に代り今井甚兵衛が戸長に就任、明治二二年二月県令により町村区域並びに名称を改め、旧村名は大字となった。かくて四月一日より町村制が実施され戸長役場を廃し資母村役場となり、今井甚兵衛が初代村長に就任した。また、二九年七月より郡制が施行され、翌三〇年三月大森鐘一が兵庫県知事に就任し、同年六月橋本江笠が村長、一〇月新井智三郎が出石郡長に就任、町村制、郡制、府県制による各首長が揃うことになった。かくて資母村役場は三二年三月中山に新築された。

また、明治三十八年一月―一二月の資母村役場事務状況報告書により、当時の町村事務の状況を見れば次のようである。

第一號

事務状況報告書

明治三十八年一月ヨリ全十二月ニ至ル本村役場事務取扱ノ概略左ニ報告ス

一 同年中取扱事務件數左ノ如シ

一戸籍役場ニ關スル事務 七百十一件

二第一係事務 三千五百七十四件

三第二係事務 千六十三件

四第三係事務 百二件

一、明治三十八年中村會開會度數七回此日數二十二日

議了事件 二十八件

一、全年中有給吏員ノ勤惰ヲ調査スルニ總數壹千四百六十日內出勤數壹千四百四十五日

一、欠勤日數六十七日一人一ヶ月出勤平均二十四日ナリ

一、本年ハ前年ニ引續キ時局ノ爲メ兵事ニ關スル事務ハ勿論其他一般の事務ニ至ル迄非常ノ繁劇ヲ極

メタリ

一、兵事事務ニ付テハ充員召集補充召集第一第二國民兵ノ召集戰死者ノ葬儀且ツ復員ニ關スル事務等

前年ヨリ一層ノ混雜ヲ感シタリ

- 一、戸籍勸業學事衛生稅務等ニ就テハ別ニ著シキ事業アラザルモ戰時ノ關係上諸般ノ事務ニ多忙ヲ來セリ又傳染病患者一人發生シタルモ幸ニシテ延蔓ニ至ラサリシ
- 一、徵收事務ニ付テハ年々未納者ノ多キヲ極メ大ニ手數ヲ増加セリ

右 報 告 ス

明治三十九年三月二十日提出

資母村長 太田 吉右衛門

右明治三十九年三月二十八日認定

また、明治三十九年四月一六日に提出された、資母村の「明治三十九年度県稅營業稅等級定率表議案」は次の通りである。この議案は村議會で四月二〇日議定されている。当時の個別的な營業者、職人の部落別分布を知り得る興味のある資料といえる。

明治三十九年度

県稅營業稅等級定率表

出石郡資母村役場

明治三十九年度商業稅定率表

等級	定率	參等	壹ケ
壹等	貳ケ	四等	七分五厘
貳等	壹ケ五分	五等	四分五厘

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

明治三十九年度縣稅營業稅等級表

商 業

物品販賣業

壹 等

酒菓子小賣兼飲食店

木 高木吉藏

牛馬賣買

木 窪田庄右衛門

太物小間商

太田 塩川 藤吉

穀物小間物煙草石油小賣

中山 渋谷 文吉

酒下駄小賣

全 加藤清右衛門

石油小賣

全 渡辺 茂七

貳 等

小間物小賣

中山 渡邊庄太郎

酒小賣兼飲食店

赤花 奥田 すな

木材小賣

木 太田作次郎

菓子小賣

口藤 渋谷 力造

小間物小賣

中山 田中 廣造

牛馬賣買

奥 赤 能勢 長吉

全

三 等

小間物小賣

赤花 本田 安平

全

牛馬賣買

赤花 林 辰次

全

雜品小賣

坂野 五十嵐喜平次

菓子小賣兼飲食店

中山 渡邊 秀藏

牛馬賣買

口藤 足田 太藏

豆腐小賣

虫生 山本善左衛門

生糸小賣

中藤 松本 源助

石油塩小賣

赤花 山本 菊吉

牛馬賣買

虫生 山本庄太郎

菓子小賣兼飲食店

高龍寺 澤田 和藏

菓子小賣

赤花 岩吹喜十郎

酒小賣

太田 上脇 仲平

米酒小賣

坂野 下工垣 太七

口藤 安達彌右衛門

牛馬賣買	畑山 今井仁右衛門	牛馬賣買	木 澤田 宇助
酢小賣	中山 福田 岩藏	菓子小賣	虫生 山本 万吉
牛馬賣買	畑山 永井 利平	牛馬賣買	高龍寺 井地喜三郎
古物商	全 今井 長吉	豆腐小賣兼牛馬賣買	東里 酒井 喜作
養蠶網小賣	東里 酒井 彥次郎	石油小賣	赤花 中西庄三郎
牛馬賣買	赤花 本田 儀助	魚小賣	高龍寺 羽尻 角平
小間物小賣	中山 堀 佐十郎	豆腐小賣	中山 渡邊 宗次郎
穀物荒物小賣	畑山 今井幸右衛門	煙草小賣	赤花 能勢 三吉
酒小賣	中山 渋谷 卯之助	牛馬賣買	太田 上田 市造
古物小賣	虫生 奥田 豊藏	全	木 池口 徳造
牛馬賣買	坂野 川西 伊助	古物商	坂津 酒井 りの
全	口藤 安達惣太郎	牛馬賣買	全 中野 喜平
菓子小賣	中山 渡邊 定平	全	口藤 平野 庄三郎
酒小賣	高龍寺 宮垣 森造	小間物小賣	全 小畑 常藏
牛馬賣買	奥藤 松本安右衛門	牛馬賣買	坂野 宮垣清左衛門
全	西野々 角井 爲藏	全	中山 堀 儀八郎
石油小賣	虫生 山本 新吉	菓子小賣	木 澤田 佐太郎

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

菓子小賣	酒小賣	石油小賣	全	牛馬賣買	莫大小賣	菓子小賣	酒小賣	全	豆腐小賣	生糸商	米小賣	糍小賣	豆腐小賣	生糸商	菓子小賣兼飲食店
全	全	中山	全	中藤	中山	中藤	東里	全	太田	畑山	中山	中藤	虫生	虫生	中山
渡邊寅藏	波谷新藏	今出嘉平	松本乙吉	足田徳太郎	加藤仙藏	百合安藏	茂部甚次郎	谷脇亀藏	澤田峰藏	永井廣藏	渡邊伊三郎	佐古嘉吉	渋谷清三郎	山本儀三郎	近藤松太郎

熟皮小賣	五等	豆腐酒小賣兼飲食店	菓子酒小賣兼飲食店	魚類小賣	酒菓子小賣	菓子小賣	牛馬賣買	石油小賣	菓子小賣	全	全	全	豆腐小賣	陶器小賣	履物商
畑山	等	中山	太田	赤花	赤花	木	畑山	坂野	中藤	中山	高龍寺	東里	中藤	中山	全
西田力造		渋谷栄次	渡邊締藏	石田万吉	本田六藏	澤田鎌次	西田久造	宮垣定平	北風こう	福田爲次郎	小牧徳平	清水米太郎	才田太作	渋谷庄兵衛	上杉勇次郎

金銭貸付業	中山 今井幸右衛門
壹等	畑山 今井幸右衛門
質屋業	中山 今出 嘉平
貳等	
宿屋業	中山 渋谷長一郎
壹等	
宿屋業	虫生 山本 孫平
貳等	太田 塩川吉左衛門
全	
三 等	木 澤田佐太郎
宿屋業	畑山 今井久左衛門
全	
四 等	中山 堀 とみ
宿屋業	中山 渋谷 りき
全	

運送業	中山 渋谷卯之助
三等	
雑商業	
壹等	中山 上田安右衛門
生糸縮緬仲立業	中山 渡邊 秀藏
參等	
代書業	
工業稅定率表	
等級	定率
壹等	貳ケ
貳等	壹ケ五分
參等	壹ケ
四等	八分
五等	五分
工業	
製造業	
壹等	

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

全	全	米穀搗碎業	四等	全	全	米穀搗碎業	籠類製造	参等	絹織物製造	貳等	全	織物業	米穀搗碎業	入歯製造	全	縮緬製造
全	中藤	赤花		全	中山	虫生	太田		中山		全	中山	西野々	虫生	中山	畑山
清水	小畑徳三郎	小西亀次		渋谷孫兵衛	今田禎次郎	山本乙吉	大江長次		橋本岩藏		渡邊貞藏	古川辰藏	森本辰次郎	山本源太	福田季藏	羽尻三郎
嘉藏																
全	染物職	全	鍛冶	左官	屋根職	参等	石工	大工	貳等	左官	全	石工	壹等	職工	時計修復業	五等
坂野	中山	口藤	虫生	口藤	中山		坂野	西野々		中山	太田	木			中山	
藤田	渋谷	石田	山本	足田	井崎		小西	今井		宮出	岸田	高木			渋谷	
岩吉	伊六	幸吉	仙吉	豊藏	万吉		鉄吉	栄藏		寅藏	嘉藏	多藏			茂市	

染物職	西野々	森本安右衛門
表具職	木	太田重之助
左官	畑山	小牧才吉
染物職	木	窪田小太郎
鍛冶	太田	塩川小太郎
大工	中山	宮垣林藏
木挽	全	宮垣亀藏
大工	東里	下中友藏
全	赤花	奥田喜代藏
全	高龍寺	酒井惣太郎
全	中山	小西熊吉
全	赤花	大西梅吉
大工	口藤	古村幸右衛門
鍛冶	赤花	林熊藏
桶屋	全	本田亀吉
大工	西野々	今井友藏
豊職	中山	國谷幸次郎

大工	畑山	渋谷勝藏
全	赤花	石田和平
染物職	畑山	橋本萬吉
四等		
大工	中藤	加藤文吉
鍛風呂職	奥藤	渋谷源藏
大工	高龍寺	澤田万吉
石工	中藤	和田忠吉
桶屋	中山	岩吹春吉
鍛冶	赤花	本田平吉
石工	全	能勢仲藏
表具職	東里	箴部勇太郎
雜種稅料理屋以下七種定率表		
一等	壹ケ五分	
貳等	壹ケ	
參等	八分	
雜種稅		

飲食店

貳 等

西野々 角井 清助

赤花 小西 伸平

全 山岡安太郎

東里 下中 友藏

貳 理髮人 等

中山田中 貞藏

坂野 五十嵐 音松

中山 岩吹 房造

畑山 小牧 才吉

8、基本財産積立と起債

また、当時の基本財産の積立及び保管方法については、明治三四年の高橋村における次の記録がある。また、同年高橋村が久畑小学校区の借入金の方法について議決したものがある。これは現在の町村の起債の方法を村議会で議決したものであつて、当時の村の借入金は、このような方法で議決して決定したことが知られる。

高橋村基本財産積立金保管方法

議 決 書

一金貳百五十拾円

一久畑 尋常高等小學校々舎改築費支払ノ為メ久畑區へ村長名ヲ以テ貸付ヲナスモノトス

一、前項利子金ハ壹ケ年壹割貳分トス

一、前項利子金ハ年度ノ計算ニヨリ高橋村ニ收入スルモノトス

理 由

本積立金ハ兵庫縣農工銀行株券払込積立金ニシテ明治三十四年度第四回払込高橋村有百株ニ對スル金五百円払込額ヲ既ニ徴収シタルニ本行ヨリ半額払込ノ通知ヲ受ケタルニヨリ過剩金ヲ生シタリ依テ一時之レヲ積立置キ次回払込ニ充用セントス

右之通候也

出石郡高橋村長

明治三十四年七月十六日

淀 徳 太 郎

久畑區借入金方法議決寫

明治三十四年度

- 一、久畑^{尋常}高等小學校々舎改築費ニ充ツベキ借入金ハ支払ノ必要ニ應ジ現金不足ノ時借入ルモノトス
- 一、借入金利子ハ月壹歩式厘以内トス
- 一、借入方ハ利子ノ安キモノヲ便宜借入ルモノトス
- 一、借入金證書ハ村長名ヲ以テ附與スルモノトス
- 一、借入金利子ハ年度ノ計算ニテ支払スルモノトス

9、總代と總代会事務の概要

当時の村行政は、末端の行政伝達機関として各部落に、その部落の代表者である「總代」を置き、重要な伝達事項や協議・同意を要する事項はその總代会を召集してそれを実行に移した。町村によっては里長又は

里長会というものもあつた。この総代会の事務事項は、自治行政の議決機関である「村会」と区別され、その事務の範囲は豫め決められていた。高橋村の総代会事務の概要は次のようであつた。

高橋村総代会事務概要（明治四四年二月）

一、勸業ニ関スル件

米麥種子塩水撰 共同苗代組合ノ發達

稻ノ正条植 麥ノ黒穂拔採 緑肥栽培

害虫駆除予防 堆肥舎建設 疎菜栽培ノ改良

蚕業組合 蚕種共同購入 蚕種寒水撰及び貯

蔵 蚕種共同催青及稚蚕共同飼育 繭共同販

売 桑園改良 尺とり虫駆除

一、教育ニ関スル件

入学督励 就学兒童欠席セザルヨウ父兄ヘ注

意ノコト

基本財産寄付 青年男女補習教育ノ実施奨励

一、衛生ニ関スル件

春秋二期清潔 種痘接種 赤痢 コレラ 肺

結核 トラホーム 其他伝染病ノ注意

衛生組合規約ノ励行 産前産後ノ注意 産婆ノ取締 酒交盃禁止

一、兵事ニ関スル件

徴兵届出 徴兵検査執行 受檢壯丁者心得

予後備兵諸届 入退営兵送迎ノコト 軍隊

演習行軍ノ際心得 戦病死者遺族並ニ現役

員家族ニ対スル件 戦病死者石碑ニ対スル

コト

一、神社寺院ニ関スル件

基本財産積立 社寺修繕並ニ境内清潔ノコ

ト 氏神祭典寺院説教ノ際注意

一、戸籍ニ関スル件

出生（一〇日）死亡（五日）家督相続（三

〇日）婚姻 養子縁組ソノ他身分ニ関スル

届出注意 絶家再興 出入寄留者届出

一、納税ニ関スル件

納税準備 納期ノ注意 納税組合

一、勤儉貯蓄ノ奨励

村経済ノ状況 負債入質注意 生産消費ノ調査 組合貯金据置貯金

一、基本財産ニ関スル件

其ノ目的ト急務 其ノ増殖ト管理

一、林野ニ関スル件

山林植樹 草刈山ノ区分ト整理 公有林野ニ対スル注意 火災ノ警戒 開墾ノコト 濫伐ノ注意

一、土木ニ関スル件

道路修繕 路傍ヲ物置、物干ニセザル注意
堤防修築 河川掃除 冬期道路ノ雪除

一、度量衡ニ関スル件

修繕、破損、汚染等ノ注意

一、牛籍整理ニ関スル件

出産、売買、交換、弊死届出(七日以内)

産牛馬組合規則

一、土地ニ関スル件

売買相続其他登記ノコト 分裂・開墾・地目交換 暗渠排水

一、火災ニ関スル件

過失ノ注意 消防組合 消防上ノ注意

一、救護及び寄付

貧民救護 罹災 公共上ノ注意

一、風儀ニ関スル件

冠婚 葬祭 交際 芝居 集合

一、未成年者禁煙禁酒ノ件

一、法令規則ノ発布改正ノ件

一、諸団体ニ関スル件

敬老会 報徳会 主婦会 青年会 処女会
教育会 産業組合

以上の注意事項

- 一、役場ヨリ各総代宛通達セシ文書ハ直チニ検閲シ、通達・諭告・調査等ノ區別シ、期限内ニ速カニ処理スルコト

- 一、スベテ書類は一切完全ナル綴込ヲナシ永久ニ保存スベシ

- 一、公務ヨリ回答及報告ヲナシタルトキ、其ノ他重要ト認ムル發送書類ハ必ず副本ヲ保存スルト

- 一、共議費は一月中ニ予算編成シ、二月中ニ前年度ノ決算ヲ報告スルコト

10、高橋村県税・商業税等賦課表

村行政にとつて税収は大きな問題であつた。したがつて高橋村における明治三八年年度の県税、商業税賦課についての村役場の議定資料をみれば次のようである。この資料も当時の賦課基準によつて原案が作成され、村議会に計つて決定された公文書で、明治三八年当時の高橋村の個人別の経済状態、商業、営業状況を知りうる興味のある資料である。この資料はこれら県税、商業税の賦課を通して、当時の村民所得の実状を物語っていると同時に、当時の村内の宿屋、物品販売業の分布、営業状況等を知ることができる。

- 一、共議費ノ収支ハ最モ正確明瞭ナラシメ支払ヲナシタルトキハ、必ず仕払証書ヲ徴シ永久保存ヲナスコト

- 一、常ニ大字議員中ヨリ適當ナル代理人ヲ選任シ惣代事故或ハ他行ノ場合ニ於テモ事務延滞セザルヨウ注意ノコト

- 一、スベテ会議は議事録ヲ設ケ、會議ノ要項ヲ記録シ、永久保存書類トナスコト

- 一、財産及ビ備品台帖ヲ設ケ一切ノ財産及ビ備品ヲ登録シ明白ニ整理スルコト

- 一、總代ノ任期ハ三カ年以上タルコト

まず議案の一号からみれば次のようである。
第一號

明治三拾八年度縣稅商業稅賦課額

一金七拾貳圓七拾五錢

高橋村

但明治參拾八年四月壹日現在物品販賣業八拾六人雜商業壹人

宿屋業拾人計九拾七人

壹人ニ付金七拾五錢

等	級	業	目	壹人負擔歩合	壹人負擔額	人員	稅額
	一	物品販賣業		二、〇	一五〇〇 圓	六	九〇〇〇 圓
	二	全上		一、六	二〇〇	九	一〇八〇〇
	二	宿屋業		一、六	二〇〇	三	六〇〇
	三	物品販賣業		一、二	九〇〇	八	二〇〇
	三	宿屋業		一、二	九〇〇	二	一八〇〇
	四	物品販賣業		一、〇	七五〇	二六	一九五〇〇
	四	宿屋業		一、〇	七五〇	二	一五〇〇
	五	物品販賣業		八	六〇〇	一四	八四〇〇
	五	雜商業		八	六〇〇	一	六〇〇

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

すなわちこの年の四月一日現在で、当時の高橋村内に物品販売業者八六人、雑商業一人、宿屋業が一〇人あったのである。物品販売業の範囲は広いが八六人がともかくも課税対象となる営業を行っており、とくに宿屋が一〇軒もあったというから、背や肩で背負って歩く旅人精々馬車、振売り商等の宿屋であったとしても、一寸した宿場まちの形をしていたことが明らかである。

次に個別的な県税、営業税の等級別人名をみれば次表のようである。資母村の場合と同様、現在戸主の祖父に当る人もあろうし、現在も稼業を継いでいる家もあろう。また、既に故人となり、家もなくなっているものもある。人名がわかれば店や家の分布も知られるはずである。したがってこの当時のことを覚えている人があって、当時の村の地図の上にこれらの営業者の所在地に印をつけてゆけば当時の村の商業営業分布図が復元できるはずである。この意味でも興味のある資料といえる。

とくに一〇軒の宿屋営業の分布図などが再現できれば高橋村の宿場的特質が明らかにされると共に、これ

明治三拾八年四月二十日提出

高橋村長

淀

徳太郎

	六	物品販売業	六	四五〇	一四	六	三〇〇
	六	宿屋業	六	四五〇	三	一	三五〇
	七	物品販売業	四	三〇〇	九	二	七〇〇
計					九七	七二	七五〇

ら営業の存在を通じて、往来宿泊人口も相当あったことが知られる。

明治三十八年度縣稅營業稅等級人名

壹等 物品販賣業 六人

山田吉平 武田市次 數森九郎 大谷菊松 杉山利七

桑垣辨次

貳等 物品販賣業 九人

平石龜太郎 西垣萬吉 小山元七 小山儀右衛門 大橋安之助

石田源次 田中直右衛門 杉山富造 安井彙次

參等 宿屋業 參人

小山稠吉 西垣萬藏 板生安太郎

參等 物品販賣業 八人

坂本太平次 森下初太郎 奥田吉次 淀徳太郎 小西磯吉

中易寛 小西梅造 石坪常太郎

參等 宿屋業 貳人

安井與三郎 大谷彌平

四等 物品販賣業 貳拾六人

中川常藏 田畑藤兵衛 中島忠治 浅田太左衛門 足立伊兵衛

衣川 喜代造	荒井 岩造	大谷 幸太郎	石坪 達次	大橋 順太郎
木村 重兵衛	岡村 鶴之助	中川 重兵衛	植田 牛之助	岸本 元治郎
岸本 鹿造	和田 千吉	桑垣 松三郎	足立 森造	小山 ゆか
小坂 宮造	小山 りゑ	植田 福松	中島 源右衛門	武田 友吉
板生 安太郎				
四等 宿屋業 貳人				
小山 利助	浅田 安造			
五等 物品販賣業 拾四人				
坂本 吉五郎	中島 勇治郎	武田 乙吉	小山 力太郎	梅垣 庄太郎
清水 次郎兵衛	衣川 由松	田口 藤五郎	大田 和長吉	中川 新吉
桑垣 清四郎	山田 辰治	小山 住藏	藤田 繁吉	
五等 雑商業 壹人				
小山 理右衛門				
六等 物品販賣業 拾四人				
小山 脇造	衣川 善六	荒井 喜作	安井 きみ	藤井 卷之助
稲木 彌三郎	松本 仲太郎	岸本 長五郎	小西 角造	井上 直藏
松谷 かめ	田口 森之助	衣川 増造	藤原 善太郎	

六等 宿屋業 参人
 坂本 吉五郎 藤田 佐吉 桑垣 松三郎
 七等 物品販賣業 九人
 木村 仙吉 山下 平四郎 桂 松造 松本 彌吉 岸本 伊三郎
 小西 卯助 衣川 作平 川 中定平 大月 寅吉
 次に第二号議案による県税工業税賦課表についてみれば次表のようである。もちろん現在の「工業」の概念と異り、相当広範囲の工業が含まれていることが知られる。とくにその職工が含まれているのが特色である。

第二號

明治三十拾八年度縣税工業税賦課額

一金五拾九圓拾五錢

高橋村

但明治参拾八年四月壹日現在製造業貳拾参人

職工六拾八人計九拾壹人

壹人二付金六拾五錢

等	級	業	目	壹人負擔歩合	壹人賦課額	人員	税額
一	一	製	造業	一、六	一〇四〇	三	三二二〇
職	工	一、六	一〇四〇	六	六二四〇		

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

計									
	五	五	四	四	三	三	二	二	
	職	製	職	製	職	製	職	製	
	工	造	工	造	工	造	工	造	
		業		業		業		業	
	六	六	八	八	一、〇	一、〇	一、二	一、二	
	三九〇	三九〇	五二〇	五二〇	六五〇	六五〇	七八〇	七八〇	
	九一	七	四	一五	六	二七	七	一三	三
	五九	二	七	一七	三	一七	四	一〇	二
	一五〇	七三〇	五六〇	八〇〇	一一二〇	五五〇	五五〇	一四〇	三四〇

明治三十八年四月二十日提出

高橋村長

淀 徳太郎

次に個人別等級別人名表をみよう。

明治三十八年度縣稅工業稅等級人名

壹等 製造業 參人

桑井友吉 奥西伊七 倉橋平造

壹等 職工 六人

大月元平	夜久清次郎	小山常太郎	中島亀藏	數森染三	參等職工	小西藤吉	西垣萬吉	參等製造業	岸本房藏	木村百太郎	山田庫藏	山田嘉平	參等職工	桑田叅三	柴田伊太郎
堀鶴藏	道下菊藏	大橋瀧造	山下熊平	後伊太郎	貳拾七人	田中叅吉	松本仲太郎	七人	山田濱吉	道下清治	永棟民造	小山清太郎	拾參人		中島増造
研谷小太郎	道下佐太郎	田中吉三郎	中島森造	山田藤吉			藤井博		岸本勝治	清水松造	淀繁太	大月由松			梅垣庄太郎
大月惣七	田口宇吉	木村辨吉	武田喜造	水谷常吉			藤田久右衛門			井上熊吉	小山力太郎				道下甚吉
荒井民藏	道下松造	木村徳藏	尾崎岩吉	寺本喜平			浅田品太郎			石坪久三郎	中島銀造				岸本亀吉

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

衣川 由松 大槻 新左衛門

四等 製造業 六人

山田 清吉 淀 源四郎 木村 寅造 大槻 源五郎 井上 福太郎

西垣 岩松

四等 職工 拾五人

田畑 由松 山田 繁藏 堀 仙吉 石坪 六藏 小山 住藏

小山 六治郎 衣川 岩太郎 清水 辰次郎 後 文吉 大槻 鶴藏

田口 竹造 淀 作平 衣川 房治 中島 由三郎 田中 市造

五等 製造業 四人

衣川 喜代造 坂井 治作 横谷七郎左衛門 岸本 一太郎

五等 職工 七人

田口 倉吉 堀 精吉 安井 熊吉 橋本 富三郎 木村 長造

田口 寅吉 藤原 梅吉

同様に第三号議案の県税雑種税、理髪人税の賦課表をみよう。この当時から村の理髪店、但東町の言葉をもつてすれば「散髪屋」は、若い青年の集会所でもあり、一種の情報所でもあった。そこからつねに新しい情報が村中に拡がっていったし、為政者や権力者に対する批判も行われた。その散髪屋が明治三八年の高橋村内に五人、五軒あったのである。この分布図も、昔の集会所、情報源の分布を知りうる資料といえる。

第三號

明治三拾八年度縣稅雜稅理髮人稅賦課額

一金參圓七拾五錢

高橋村

但明治參拾八年四月壹日現在五人

壹人ニ付金七拾五錢

等	級	業目	壹人賦課額	人員	稅額
	一	理髮人	九〇〇	一	九〇〇
	二	全上	七五〇	三	二二五〇
	三	全上	六〇〇	一	六〇〇
計				五	三 七五〇

明治三拾八年四月二十日提出

高橋村長 淀 徳太郎

明治三十八年度縣稅雜稅理髮人稅等級人名

壹等 壹人

藤田佐吉

貳等 參人

武田 稔太郎 永棟 米吉 谷 瀧藏
參等 壹 人

森友 しず

第四號

明治三十八年度縣稅營業稅雜種稅新規開業者賦課方法

一、商工業新規開業者ハ左記ノ區別ニヨリ賦課ス

商業ハ商業既定ノ四等額

工業ハ工業既定ノ五等額

一、雜種稅中料理屋以下新規開業者ハ四等地ノ賦課額ヲ課ス

明治三十拾八年四月二十日提出

高橋村長 淀 徳 太郎

11、合橋村商業稅等賦課表

次に同様明治三十九年度の合橋村における商業稅等の賦課議案についてみよう。原文は和紙に活版で印刷されておあり、訂正は朱で行われている。しかし、訂正は斜線で表わし、朱書の箇所は同じ墨字で示せば次のようである。合橋村のこの文書は第六号議案となっている。

第六號

明治三十九年度商業稅法歩合議案

第五章 現代における旧三村の成立

等	級	人	員	歩	合	税	率	合計歩合	合計金額
	七	一〇	二五	六五〇	二五〇	六六〇	五八〇		
	六	八	二八	七五〇	二二四	八四〇	八〇〇		
	五	一〇	三四	九一〇	三四〇	九一〇	九一〇		
	四	五	四一	〇九〇	二〇五	五五〇	三四五		
	三	一二	五二	三六〇	五七二	一四五	九六〇		
	二	八	七五	九〇〇	六〇〇	一五六	六八〇		
	一	四	一〇〇	六六〇	四三〇	七〇七	四八〇		

明治三十九年四月一日現在人員百參拾人
 六圓七拾五錢
 一金九拾七圓五拾錢
 廿九
 出石郡合橋村
 但四等地壹人二付平均七十五錢

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

但シ新タニ開業スルモノハ六等ノ課率ヲ以テ賦課ス
次に等級議案をみれば次表のようである。

明治三十九年度商業税等級議案

出石郡合橋村

計	一〇	九	八
十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十	三四	二三	一七
	一一	一七	二三
	二九〇	四四五〇	五八九〇
三、 七、 二〇	三七四	三九一	三七四
九七	九	十一〇〇	一〇九
五〇〇	八六〇	十三五〇	八三〇

壹等

家 城 宗 七 宮 嶋 鉄 藏 多 田 藤 藏 永 井 徳 藏

貳等

計 四 三 人 宮 嶋 宗 左 衛 門 森 井 宗 右 衛 門 上 田 磯 吉 大 石 元 平

太 田 辨 藏 宮 嶋 宗 左 衛 門 宮 嶋 喜 左 衛 門

梅 田 龜 吉 仲 古 谷 仲 藏 森 井 宗 右 衛 門 上 田 磯 吉 大 石 元 平

参 計 八 人

廣谷藤七 垣本辨藏 宮嶋兵吉 金久卯之助 本田市造

覚藤吉 日足市太郎 宮田ふき 松井徳藏 岩出作太郎

大石和助

四 等

計 拾壹人

近本清藏 永井竹藏 廣瀬市太郎 森脇吉三郎 小田宇三郎

大石徳造

五 等

計 五 人

家城佐兵衛 山本政右衛門 上田仲太郎 京川亀吉 山田庄七

大石徳造 南田初 岡本又右衛門 宮嶋兵吉

井上三兵衛 関口佐喜藏 岩出忠藏 小田宇三郎

計 拾 人

六 等

初田宇吉 岸下鶴太 尾上大太郎 太田孫右衛門 小山米造

金久 卯之助 間邪 浅藏 伊豆田 兼 留 荒井 喜太郎 堀口 藤太郎
 大石 安兵衛 赤尾 嘉吉 日足 かめ

計貳拾參人

拾等

金久 喜兵衛 福富 喜平治 川戸 八左衛門 福田 又平 安達 勘藏
 淵本 伊平 井上 民藏 大石 重藏 京川 由吉 下谷 吉次
 永井 安平 大石 寅造 藤原 與三 左衛門 福富 辨造 小田 春藏
 谷垣 かめ 大石 ふで 森脇 勇造 太田 吉兵衛 渋谷 岩藏
 金久 春三 系谷 岩藏 中田 綱藏 小西 しな 浅貝 りい
 岡 新藏 中田 いと 野世 鶴造 岩本 勘藏 井上 久太郎
 喜旦 與樹 南田 初日 足ます 澤田 奎藏

計參拾四人

合計 百參拾人

明治三十九年四月六日提出

合橋村長 大石 藤兵衛

次に工業税の歩合議案と等級議案をみれば次のようである。

第七號

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

計	六	五	四	三	二	一	等級
七四	一 五四	一 三四	一 五七	一 二〇	一 二二	八七	人員
	四〇	五〇	六六	八〇	九〇	一〇〇	歩合
	三 九〇〇	四 四九〇	六 四〇	七 七〇	八 七〇	九 五七〇	稅率
四 四九六二	六 五〇〇	七 五〇〇	一 九二二	九 八〇〇	一 〇八〇	八 〇〇〇	合計歩合
四 八	五 五	六 六	九 〇	九 七	九 〇	七 六	合計金額
一 〇〇	八 五〇〇	二 八六〇	六 七一〇	二 七四〇	五 四四〇	六 七九〇	

明治三十九年四月一日現在人員七拾四人
 一金四拾八圓拾錢 但四等地壹人二付平均六十五錢

明治三十九年度工業稅步合議案

出石郡合橋村

但シ新タニ開業スルモノハ五等ノ課率ヲ以テ賦課ス

また、工業税等級議案は次のようであつて、この年の等級別の個人名が知られる。

明治二十九年工度工業税等級議案

出石郡合橋村

壹等

横山源作 近本六郎右衛門 細川市造 仲田善四郎 田中和平

岡本惣右衛門 關口友吉 浅貝萬造

計八人

貳等

荒井宗右衛門 稲葉甚右衛門 澤原龜太郎 近本鶴造 谷口作造

渋谷萬吉 岸下平左衛門 土肥順吉 竹内繁太郎 井上甚兵衛

山田甚太郎 田中三善造

計拾壹人

參等

永井重左衛門 永井角藏 太田善兵衛 森井幸太郎 關口岩平

間邪浅治郎 岸本源左衛門 中城茂平 杉山藤吉 田中三喜造

澤田幸右衛門 細川森吉 南田藤一郎

第二節 町村制の成立と旧三村の発足

合計 計拾五人	谷木岩吉	糸谷重平	家城良平	六等	計 參人	小西松治	喜旦常太郎	久世甚吉	五等	計 拾五人	浅貝萬造	太田森藏	千原彌吉	土方常藏	四等	計拾貳人
	太田藤吉	永井安平	水上與平			森井砥名治	岸下與三	近本源藏			杉山藤吉	宮嶋文吉	松岡牧之助	衣川良平		
	大石藤助	糸谷岩藏	松井藤六			赤尾力吉	金久廣藏	竹内兵造			関口岩平	岸下秀太郎	森井勇造	小林寅藏		
	坪木庄吉	瀧本乙松	杉山政右衛門			糸谷重平	赤尾安吉	多根榮藏				千原武右衛門	森脇久太郎	久後駒造		
	中田いと	森脇藤次郎	竹内千造				清水豊吉	永井民兵衛				奥田藤一郎	永井仙太郎	近本清藏		

合計 七拾四人

明治三十九年四月六日提出

合橋村長 大石 藤 兵衛

また、雑種税の等級議案は次のようである。

第八號

明治三十九年度雑種税等級議案

出 石 郡 合 橋 村

明治三十九年四月一日現在人員八人

金 六 圓

但シ四等地年税金一人ニ付七拾五錢

日 足 市太郎 日 足 三太郎 上 田 定太郎 日 足 りゆう

近 本 萬 吉 山 本 清 藏 宮 田 ふ き 近 本 清 藏

計 八 人

但シ新タニ開業スルモノアルトキハ四等地ノ平均額ヲ以テ賦課ス

明治三十九年四月六日提出

合橋村長 大石 藤 兵衛

高橋村の場合と一年おくれるが、もしこれらの県税雑種税が、理髮人に課せられたものとするならば、高

橋村でみると同様、合橋村におけるその分布を知ることができる。これらが実在の人であっただけに、その後の世代の変遷を通じて、村の地図と同様その歴史をも知ることができよう。

12、公有林整理のための調査

明治九年から一〇年にかけて地券が交付されたが、山林関係の官有区分地券交付事業は難航した。明治一〇年地価税率は百分の三から、百分の二・五に引下げられた。しかし、明治政府の最大の財源となった地価税の基準地価を引上げる動きがあり、これに対する地主、農民等の反対が起ると同時に、地価再調査の運動が起った。但馬でも豊岡県時代に実施された地価を再調査し修正しようとする動きが高まった。

これら、山林原野の再調査のための「山岳地等調査委員」が選挙され、一〇月に淀精門、兼井八十次、太田吉右エ門、井上伝左エ門、国村又右エ門、西村助太夫、野村伊助の委員が選ばれたが、一一月に総辞職願を郡長に提出、一二月書面を返戻されている。しかし、播磨国の調査が二年もかかっているので、出石郡でも以前のような地租改正の仕損じを繰り返さないよう調整をできるだけ延そうとする動きがあった。そして明治一四年になると六月郡下でも地租改正再調査の請願が多くなり、旧豊岡県全管地区再調査要領が定められた。この要領は一二章に分かれ、地主総代理人選挙のこと、地図作成のこと、郡内に組合村を定め、そのうち模範村をつくること、村位等級を定めること等が詳しく定められていた。要するに一〇村ないし一五カ村を一組とし、組の中で上中下の模範村を選び、田畑、宅地等を一筆調査し、その上相互の比較表をつくり、村位等級を定めた上で郡間の相互の比較を行い、全郡全村全字の一筆毎に地価を等定し直そうとするものであった。

但東町では山林原野の整理は重要問題であった。

13、山村の林野行政

このような官有区分と山地券の交付等林野制度の変革自体は、地租改正の一環としての林野の私的所有権の確認の動きではあった。しかし、幕末期既に林業が農民的商品生産の場となっていた地帯と、然らざる地帯では事情は異なるが、商品化の進んでいた地帯では、私的所有の分解、大山林所有地主を生んだし、商品化のおくれた地帯では、地租金納等のため私有化が敬遠され、逆に官有地・国有地に編入され、その共有地をも収奪された地帯が多い。所有権の明らかでないものは国有地とされたからである。但東町はその両者の中間にあり、大山地主も発生しなかったが、小農の自給的再生産のため不可欠の共有林は入会林・部落有林として残され、明治四〇年代以降の町村有編入への新しい行政措置の対象となった。その一部は但馬牛の放牧場として利用され、一般には採草、薪炭材の入会地として利用されるようになった。全国的に旧役山、宮山は宮座と共に明治五年に解体されたが、これらを受ついで旧藩時代から大山林地主となったものもあり、それら地主は伐木、伐出作業や育林労働に多くの労働者を雇入れた。また、山から材木問屋までの筏差し、谷出し、筏作りなどの労働力も多く雇われた。旧丹波の山地主の文書ではこれらの労賃を米に換算すると、凡そ一日米三升程度であった。そして明和元年（一七四四）他国からの出稼ぎを禁止した「覚」書の中には、「近年丹後・但馬・若狭等から山稼ぎの者多くなり、材木運送賃を持って行くので、遠方者を雇うこと堅く停止相きめ候」という文書も残っている。（岡光夫著「村落産業の史的構造」五〇五頁）

当時の山村の行政のうち、林野行政は重要な地位をしめていた。一つは積極的に村として山林を買入れ、

植林し、記念林とするような施策であり、他は入会林等をめぐる紛争の解決処理という消極的な、しかし重要にして切実な行政であつた。二―三の事例をみよう。

高橋村の記念林設置

高橋村には次の文書が残っている。

記念林設置ニ付山林買入案

高橋村之内後村

字畑谷六拾八番

地主

一、山林壹町壹反四歩

石坪久五郎

地價壹町八拾參錢

此代金壹百拾圓

一、高橋村有二買入

一、代金ハ登記済ノ上支拂ス

一、買入代金支辨ノ方法ハ高橋村ノ負担トス

明治三十八年四月廿日提出

高橋村長 淀 徳 太郎

理 由

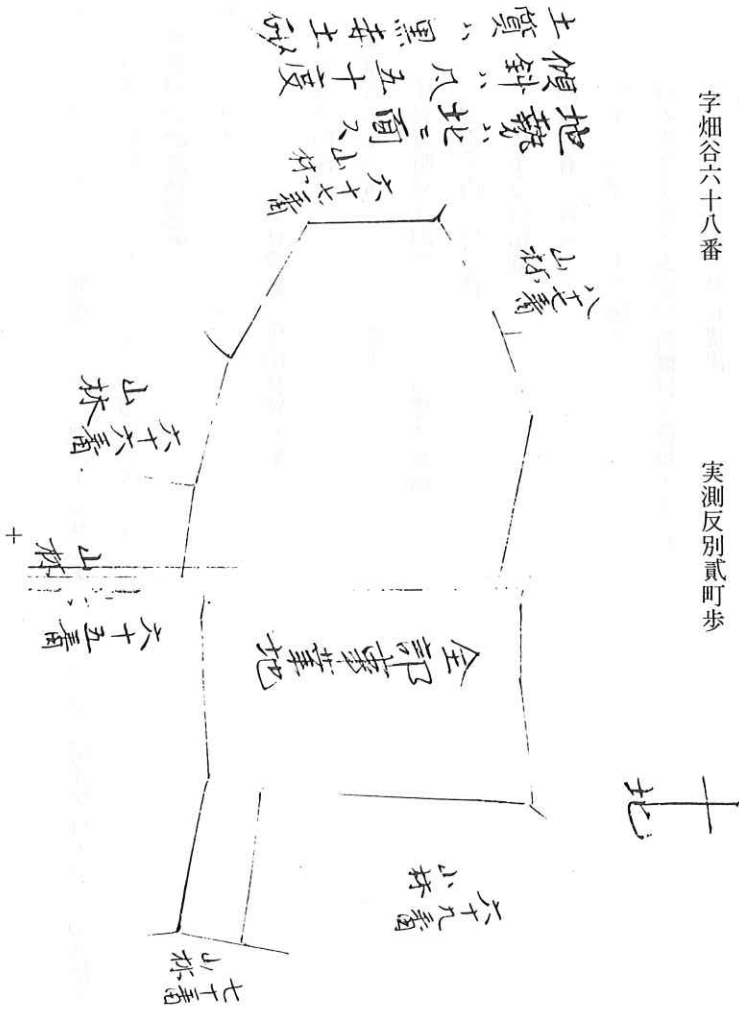
近來村税八年ヲ遂テ相嵩シ之レ、即チ世運ノ進歩ニヨリ將來ニ於テモ尚村税ノ増加ハ自然ノ趨勢ニシ

テ免ルベカラス故ニ今ヨリ基本財産ヲ設ケ數十年後村税負担ニ伴ワシメントス因テ戦時記念林設置ノ必要ヲ認メ山林ヲ買入ントスル所以ナリ

高橋村之内後村

字畑谷六十八番

実測反別貳町歩



第七號

記念林植樹施行案

造林ノ目的利用方法

第一條 高橋村有ノ別紙圖面ニ示ス山林見込反別貳町步戰時記念ノ為メ改良蕃殖ヲ目的トシ本年度ニ於テ縣費ノ補助ヲ請ヒ杉檜ヲ植付ケ以テ基本財産トス

植樹方法

第二條 林相ヲ為スベキ見込地ニ對シ壹坪ニ付壹本半植トナシ下部凡一千坪ハ杉苗ノミトシ其他ハ杉檜混植シ總數杉六千本檜三千本ヲ植付クルモノトス

補植方法

第三條 植付ノ翌年村長実地ヲ調査シ苗ノ枯レタル場所ニ補植スルモノトス

手入方法

第四條 植付ノ年ヨリ五ケ年間毎年二回雜草ヲ刈採リ十ケ年毎ニ下枝伐ヲ為スモノトス

保護方法

第五條 毎年一回以上村長実施調査ヲ為シ手入及損木ノ拔伐ヲナシ十五ケ年ノ後ニ至レバ時々間伐ヲナシ之ヲ保護ス

伐採方法及年限

第六條 伐採ハ之ヲ二分シ其一部分宛ヲ皆伐シ直チニ苗木ヲ植付クルモノトス

第七條 禁伐年限八五十年トス

經費豫算及財源

第八條 本事業ニ関スル豫算ハ別紙ノ通り其財源ハ補助費ノ外高橋村ノ負担トシ豫算ニ編入ス
 明治三十八年四月廿日提出

高橋村長 淀 徳 太郎

図表 49 明治三十八年度植樹費豫算書

郡	村	大字	字	樹種	面積	種目	數量	單價	金額
出石郡	高橋村	後村	畑谷	杉	六、〇〇〇坪	苗木	三、〇〇〇本	七、〇〇〇円	二一、〇〇〇円
						地拵人夫	三人	三人三付	九〇〇〇円
						植付人夫	六〇	三〇〇円	一八、〇〇〇円
						測量人夫	四	三〇〇円	一二〇〇円
						杭	一五本	一本二付 三〇〇円	四五〇円
計									七六六五〇円

14、入会林紛争問題

既に見たように但東町は山林面積一万三四〇〇町歩にも及び、その入会林問題は明治初期より問題となっていた。とくに明治四〇年「森林法」發布以来、これが紛議の解決と経営管理に万全を期すため郡役所に、林業技術員をおき調停・管理区分の合理化等に当たらしめた。このうち郡長の調停した主なものは次のようであった。

明治四三年中

一、資母村坂野及中山部落の入會山林

一、同 村木村及太田部落の入會山林

一、同 村奥赤花及赤花部落の入會山林

大正二年中

一、高橋村清瀧外三部落入會山林

これ等の紛争調停の経緯はそれぞれ部落等に現存していると思われ、今後の里山開発、山林開発問題抬頭の際参考となるものと思われるが、その詳細な資料はそれを見ることはできなかった。

第三節 但東町の明治教育史

一、「学制」発布以前の教育

どのようにして但東町の教育が始まったか、それは、推測する以外に伺い知ることはできないが、但東町が今、現にここにある。ということは、遠い父祖たちが、それぞれの子どもを、願いをこめて産み育て続けてきたということを実証する何ものにも優った証拠といえるのではないだろうか。

おそらく、親々が、身を以って、自分の生きざまの総てをひっさげて子に教え、自分たちをのり超えて進んでくれるようにと、念じ続けてきたものであろう。山々にこぶしの花が咲いたら何の種子を播くのだぞ、つつじの花が咲いたら、何の用意をしておくのだぞ……と、それぞれの失敗をふり返っては、再び失敗を繰り返さないように、ありったけの知恵と技術を、わが子に教えてきたのであろう。

住みつく人々、血縁の人々がふえるにつれて、一人ではできないことが、お互いが心と心結び、手をつなぎあうことよってできるといふ知恵も生みだされ、手をつなぎあってお互いの暮らしを守り、暮らしをより豊かな楽しいものにするための、育てあい、学びあいの教育も生みだされたのではないだろうか。今日、但東町に生きている風俗や習慣、気風といったようなものの底には、父祖たちの教育の名残りが、今も生きているのではないだろうか。